

2014年11月28日

聴覚障害者制度改革推進静岡本部様

静岡県第6区
民主党 わたなべ 周

公開質問状 回答

1.

この法律の制定を目指すために、全日本ろうあ連盟ではパンフレット普及及び署名運動が全国各地で行われ、全国で116万筆集まり、国会へと提出されましたと承知しています。

すべての聴覚障害者が不便を感じることなくコミュニケーション支援を受けるよう積極的に行動します。

2.

現在、手話に対する正しい知識の啓発をおこなう法律がなく、障害者総合支援法も手話通訳者を派遣できる範囲を市町村の判断に任せている状況です。

手話はろう者にとって母語です。ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションがとれ、ろう教育に手話を導入し、ろう児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることなどが保障され、ろう者が社会的に自由に、生きられることをめざす法律を制定しなければならない。

3.

聴覚障害の認定基準が福祉先進国と比べて非常に厳しいことは認識している。WHOは1m離れた距離での普通話声を理解できるレベルであり、本邦における労働基準法の障害補償でも第11級が該当している。しかし、身体障害者福祉法による障害程度等級には該当する区分が存在しない。矛盾である。両耳の平均聴力レベルが40～69デシベルの難聴者等は補聴器や文字による情報保障を必要とする人たちが多いにもかかわらず、必要な福祉サービスを受けられないでいる。このような福祉の谷間にいる難聴者等の人口を約600万人と推定されており、彼らにも福祉サービスを提供することは急務である。

欧米の福祉先進国では福祉サービスにおいて等級による区別はなく、社会生活や日常生活の不自由度を基準にしている。従って、より軽度の20～40デシ

ベルの難聴者等も必要に応じて福祉サービスを受けることができる。本邦の障害者に対する福祉施策の歴史からして等級および障害程度区分の撤廃は困難かもしれないが、聴覚障害認定基準の緩和や障害者手帳を持たない難聴者等に対しても、必要に応じて提供できるより柔軟な福祉サービスシステムの構築が、非常に大切だと考える。

4.

手話通訳士の専門的技術の向上と、社会的貢献度は高いものと認識する。
もっと身近に社会的に評価されるべきと考える

平成25年には「障害者差別解消法」の制定、今年は「障害者権利条約」の批准等、障害を持つ人も持たない人も共に生きる社会の実現が夢物語ではなくなりつつあります。今後、国民一人一人の権利が大切にされる取り組みが進む中で、ますます手話通訳士の役割が重要です。職能集団として障害者権利条約に定める諸権利と手話通訳士資格の社会的認知、手話通訳制度確立のためにも公共団体はじめ、企業において正規職員雇用を推進するべきと考える。

5.

手話通訳士はその職務から職業的な地位を保障していかなければならないと考える。他の国家資格と同等の専門性を必要とする職業として手話通訳士試験を国家資格に格上げするのは当然。

6.

当然、明記されるべき。
必要経費として税控除の検討や国からの補助金等も検討すべき。

7.

経済先進国として福祉の充実に力を入れることは民主主義国家の義務である。さらに福祉に地域間格差があることも問題である。人口減少が進むなか、日本の未来と地方再生のカギは「福祉」だと考える。みんなが等しく生きる権利を享受できる社会を目指す。